

令和7年度「若者等就職・定着総合応援事業」 業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度「若者等就職・定着総合応援事業」

2 事業の趣旨

就職に結びつくのが困難な若者（15歳以上35歳未満の者をいう。以下同じ。）や長期無業者を対象に、社会人基礎力の習得から人手不足が顕著なもののづくり、介護・福祉等の分野（以下「人手不足業界」という）において求められる技能の習得までの総合的な訓練を実施することにより、就職に困難を抱える者等の人材育成を通じた安定的雇用と人手不足業界の人材確保を図る。

3 委託期間等

- （1）委託期間：契約締結日から令和8年3月31日までの間で、受託事業者が委託業務の実施に要する期間とする。（実績報告書の提出に要する期間を含む）
- （2）対象者：若者及び長期無業者で、時間をかけて仕事と向き合いながら、求職活動を行うことを希望する者
 - （例）・離転職を繰り返している者
 - ・6ヶ月以上求職活動が続けている者
 - ・1年以上職に就かず求職活動もしていない者
 - ・ひきこもり経験者
 - ・高校中途退学者
- （3）支援者数：計画数 〇人 ※施行時記載
- （4）事業実施期間：1コース当たり座学・実地訓練から就職・定着支援までの一連の取組を概ね4箇月程度で実施することを目安とし、実施時期を報告すること。
- （5）訓練時間：支援対象者の状況に応じて1日8時間程度（OJT期間については、OJT先企業の就業時間に準ずる）を目処に設定すること。

4 委託する事業の内容

若者や長期無業の者を対象に、概ね4箇月間（定着支援期間を含む。）、社会人基礎力訓練から業界別基礎知識訓練、企業等の事業所での実地訓練（OJT）を経て訓練修了後の就職・定着支援まで一貫して実施することにより、人手不足業界への安定就労に結びつける。

（1）訓練生の募集と確保等

受託事業者は、若者や長期無業の者の社会生活及び職業生活を支援する団体や他の認定実践的就職支援事業者、京都府つながる・学ぶ・働く支援センター（Lコネクト）及び京都ジョブパーク各コーナー等と連携を行いながら、訓練生を確保すること。

なお募集にあたっては、基礎的就職支援事業の要支援者等向けの体験研修等を設定する等、参加しやすい受入体制を整えること。

また、必要に応じて、成果目標を達成するため、チラシやポスターの作成及び配布、広報媒体、SNS等を活用して事業を周知し、訓練生の募集と確保を行うこと。

チラシやポスターについては、京都ジョブパークと円滑に連携するため、京都府及び京都ジョブパークの担当者と打合せの上で作成し、京都府の確認を受け配布すること。

(2) 訓練の企画及び実施

受託事業者は、上記で訓練受講決定した若者や長期無業の者を人手不足業界への安定就労に結びつけるため、原則として、次の訓練及び就職・定着支援を行うこと。

ア 座学訓練

・社会人基礎力訓練の実施

受託事業者は、社会人としての基礎能力を習得させるとともに、訓練生の状況に応じた個別カウンセリングを通じて、人手不足業界への就業について相談誘導等を行う。

・業界別基礎知識訓練の実施

受託事業者は、人手不足業界で求められる基礎知識を習得するための訓練を実施する。

イ 企業等の事業所での実地訓練（OJT）

受託事業者は、人手不足業界で求められる技能を習得するため、企業等の事業所での実地訓練を実施する。（紹介予定派遣制度※は活用しない。）

※ 労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先に対して、職業紹介（派遣労働者・派遣先の間の雇用関係の成立のあっせん）を行い、又は行うことを予定してするもの。

ウ 就職・定着支援

受託事業者は、訓練期間中から修了後にかけて、京都ジョブパーク、ハローワーク等と連携し、実地訓練協力企業等の事業所への就職を含め訓練生の就職支援を行うこと。

訓練修了後は、訓練生の就職支援を行うとともに、訓練生の就職後は就職先の企業と連携を図り、訓練修了時点から定着支援を行うこと。

また、実地訓練協力企業等の事業所と協力関係を構築し、連携して就職・定着支援を行うこと。

訓練修了後、就職の際に企業等の事業所のインターンシップを活用することが望ましいと判断されるケースについては、当該企業等の事業所と制度活用について調整（有給又は無給）の上、インターンシップ終了後の就職支援及び訓練修了時点からの定着支援を行うこと。

エ 成果目標

1 コース当たり就職率80%以上（うち正規雇用 50%以上）

訓練修了後6ヶ月時点定着率85%以上

(3) 訓練生に対する訓練受講給付金の支出事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による支出事務の委託）

受託事業者は、以下の規定に基づき訓練受講給付金（以下「給付金」という。）を支給すること。

なお、給付金は、長期無業者やひきこもり経験者など様々な状況にある者の受講意欲を高めることにより、伴走支援による就職を後押しすることを目的とする。

ア 訓練生に対する給付金の支給基準等

給付金は、以下イの条件を満たす訓練生に対して支給する。

所要経費の上限は、1人当たり120,000円、1コース当たり600,000円とし、他の経費に流用することはできないものとする。

支給に当たっては、受託事業者は、コースごとに訓練生に対する給付金所要額

を京都府に請求し、京都府からの交付資金から支出することとする。なお、受託事業者の立替払は認められない。

イ 支給の対象

- (ア) 京都府内に居住する者であること。
- (イ) 本事業の訓練生として、企業等の事業所で実地訓練を受講している者であること。

ウ 給付金の支給額

- (ア) 1人当たりの給付金額の内訳
給付金 上限100千円
通所手当（交通費） 上限20千円（自己負担額2千円あり）
- (イ) 給付金の積算方法
時間当たりの給付額を800円とし、実地訓練受講時間数を乗じた金額と100千円のいずれか低い金額とする。
- (ウ) 通所手当の積算方法
日額交通費※に実地訓練受講日数を乗じた金額から、自己負担額2千円を控除した金額と20千円のいずれか低い金額とする。

※日額交通費は、原則、公共交通機関の利用とし、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による額とする。

エ 手続等

受託事業者は給付金支給の対象となる者の訓練受講を決定したときは、コースごとに(ア)、(イ)に規定する書類を京都府に提出して対象者の確認を受けた後に、所要額の請求書を京都府に提出すること。

対象訓練生への支払は、原則口座振込とし、現金で支給したときは、対象訓練生から受領書を徴取すること。

受託事業者は、実地訓練修了後、各コースの最終受給者への支払を終えた日から5日以内に、次の(ウ)～(カ)に規定する書類を各1部京都府へ提出すること。

精算後に執行残額が発生した場合は、京都府が発行する返納通知書により返還すること。

- (ア) 訓練生に対する実地訓練（実習）計画及び給付金支給見込額（様式第1号）
- (イ) 通所手当の支給決定に係る通所経路の確認書類
- (ウ) 訓練生に対する訓練受講給付金に係る実施状況及び給付金支給報告書（様式第2号）及び支出事務受託精算報告書（様式第3号）（領収書等の証拠書類及び資金受払明細書を添付すること。）
- (エ) 訓練生の実地訓練実施状況（出欠席・訓練時間等）の管理簿
- (オ) 給付金の支給に係る確認書類等
- (カ) 対象訓練生の訓練修了後の状況報告書類

5 事業に係る留意事項

- (1) 3、4の業務運営を円滑に管理するため、事業責任者1名は必ず配置すること。
また、訓練生のケアを行うカウンセラーの措置についても配慮すること。
- (2) 受託事業者は、本事業が京都府との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。

本事業の実施に当たっては、本事業に係る従業員の賃金台帳及び業務日誌、支払振込書、請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実

施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

- (3) 本事業について、事業終了後も含め、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、受託事業者は検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (4) 受託事業者は、事業の報告や説明が明確に実施できるよう、給与や物品代金の支払においては、口座振込を原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
- (5) 受託事業者は、本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

6 実績報告

(1) 事業終了後の報告

ア 本事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに委託業務の成果及び目標の達成状況を記載した事業実績報告書(様式第5号)に5の(2)に規定する会計関係帳簿類等及び本事業の出納通帳の写しを添えて、京都府に提出すること。

また、事業実績報告書(様式第5号)を提出の際に、訓練生のうち、就職予定である者がいる場合は、その者の予定日を記載するとともに、予定日における就職の有無について、別途京都府に報告するものとする。

イ 上記内容が確認できる書類として、5の(2)に掲げる書類を事業終了後5年間保存しておかなければならない。

(2) 事業期間中の途中報告

事業の進捗状況や実績、経費の執行状況、訓練終了後の訓練生の状況について、京都府から随時報告又は事業の検証の為のアンケートの提出を求めることがあるため、報告等を求められた場合は、速やかに対応すること。

また、OJT実施後雇用受入事業所については、訓練終了後の定着状況及び事業成果に関するアンケートの提出を求めること。

7 留意事項

(1) 事業に伴う収入の取扱

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を減額するものとする。